

環境関連法・業界団体による公開情報

家電リサイクルの実績

令和2年度特定家庭用機器廃棄物の再商品化など実績報告

再商品化などを実施した状況を「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)に基づき報告いたします。

特定家庭用機器廃棄物の再商品化など委託台数

1) ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナーまたは室内ユニットが壁掛け形もしくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)(以下「エアコン」という。)

(1) 指定引取場所での引取台数	7,044 台
(2) 処理プラントへの運搬台数	7,037 台
(3) 再商品化など処理台数	7,197 台
再商品化など処理重量	293,539kg
再商品化重量	275,055kg
再商品化率	93%

2) テレビジョン受信機(ブラウン管式のものに限る。)(以下「ブラウン管テレビ」という。)

(1) 指定引取場所での引取台数	0 台
(2) 処理プラントへの運搬台数	0 台
(3) 再商品化など処理台数	0 台
再商品化など処理重量	0kg
再商品化重量	0kg
再商品化率	0%

再商品化実績(施行規則 47 条第 1 号に基づく報告)

1) エアコン

イ) 再商品化などに必要な行為を開始した年月日および終了した年月日

開始した年月日	令和 2 年 4 月 1 日
終了した年月日	令和 3 年 3 月 31 日

ロ)再商品化などに必要な行為を実施した特定家庭用機器廃棄物の総重量

総重量(kg)	293,539
台数(台)	7,197

ハ)自ら製品の部品または原材料として利用した当該部品および材料の重量

部品および材料名	重量(kg)
なし	

ニ)製品の部品または材料として利用する者に有償または無償で譲渡し得る状態にした部品および材料の総重量

部品および材料名	回収物重量(kg)	譲渡済み重量(kg)
鉄	72,102	72,023
銅	18,223	18,055
アルミニウム	39,818	39,742
非鉄・鉄など混合物	91,233	90,795
その他の有価物	53,679	53,427
総重量	275,055	274,042

ホ)燃焼の用に供することができるものまたはその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用した場合の当該熱回収可能物の重量

部品および材料名	重量(kg)
なし	

ヘ)熱回収可能物を熱を得ることに利用する者に有償または無償で譲渡し得る状態にした場合の熱回収可能物の総重量並びに譲渡した熱回収可能物の重量

部品および材料名	回収物重量(kg)	譲渡済み重量(kg)
プラスチック	299	280
冷凍機油	781	774
RDF	543	524
その他	0	0
総重量	1,623	1,578

ト)冷媒として使用されていたものの、回収重量、出荷重量、破壊などの重量

冷媒として 使用されていたフロン	重量(kg)			
	回収重量	出荷重量	再生または再利用重量	破壊重量
HCFC-22	1,722	1,727	1,640	87
R-410A	0	0	0	0
R-407C	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
総重量	1,722	1,727	1,640	87

2)ブラウン管テレビ

イ)再商品化などに必要な行為を開始した年月日および終了した年月日

開始した年月日	令和2年4月1日
終了した年月日	令和3年3月31日

ロ)再商品化などに必要な行為を実施した特定家庭用機器廃棄物の総重量

総重量	0kg
台数	0台

ハ)自ら製品の部品または原材料として利用した当該部品および材料の重量

部品および材料名	重量(kg)
なし	

ニ)製品の部品または材料として利用する者に有償または無償で譲渡し得る状態にした部品および材料の総重量

部品および材料名	回収物重量(kg)	譲渡済み重量(kg)
鉄	0	0
銅	0	0
アルミニウム	0	0
非鉄・鉄など混合物	0	0
ブラウン管ガラス	0	0
その他有価物	0	0
総重量	0	0

ホ) 燃焼の用に供することができるものまたはその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用した場合の当該熱回収可能物の重量

部品および材料名	重量(kg)
なし	

へ) 熱回収可能物を熱を得ることに利用する者に有償または無償で譲渡し得る状態にした場合の熱回収可能物の総重量並びに譲渡した熱回収可能物の重量

部品および材料名	回収物重量(kg)	譲渡済み重量(kg)
プラスチック	0	0
RDF	0	0
その他	0	0
総重量	0	0

再商品化など実績(施行規則 47 条第 2 号に基づく報告)

イ) 契約により依頼された再商品化などに必要な行為

指定引取場所での引取りなどの運営管理

指定引取場所から処理プラントまでの運搬

処理プラントでの再商品化など実施の運営管理

ロ) 契約により依頼された再商品化などに必要な行為を実施した特定家庭用機器廃棄物の総重量または台数

(1) 指定引取場所での引取りをした特定家庭用機器廃棄物の総重量および台数

品名	総重量(kg)	台数(台)
エアコン	287,299	7,044
ブラウン管テレビ	0	0
合計	287,299	7,044

(2) 指定引取場所から処理プラントまでの運搬を実施した特定家庭用機器廃棄物の台数

品名	台数(台)
エアコン	7,037
ブラウン管テレビ	0
合計	7,037

(3)処理プラントでの再商品化などに必要な行為を実施した特定家庭用機器廃棄物の総重量および台数

品名	総重量(kg)	台数(台)
エアコン	293,539	7,197
ブラウン管テレビ	0	0
合計	293,539	7,197



経済産業省 家電リサイクル法特設ページはこちら >

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/index.html

| SDS(安全データシート)

このページでは、ノーリツが取り扱っている暖房用・太陽熱温水器などの不凍液の SDS を PDF ファイルで掲載しています。これらの不凍液には、労働安全衛生法や化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)で指定された有害物質は含んでいませんが、当社では施工やメンテナンスに携わる事業者の皆さまやお客さまに配慮し、自主的に公開しています。

HGA 不凍液 10L(原液) (PDF:58KB) >

https://www.noritz.co.jp/common/pdf/company/csr/kankyousds/hga-genekei_20120809.pdf

HGA 不凍液(原液・2L) (PDF:58KB) >

https://www.noritz.co.jp/common/pdf/company/csr/kankyousds/hga-genekei_20120809.pdf

HGA 不凍液-25°C(10L、20L) (PDF:56KB) >

https://www.noritz.co.jp/common/pdf/company/csr/kankyousds/hga-25_20120809.pdf

HGA 不凍液-15°C(2L、10L、20L) (PDF:55KB) >

https://www.noritz.co.jp/common/pdf/company/csr/kankyousds/hga-15_20120809.pdf

LL 不凍液-25°C(10L、20L) (PDF:55KB) >

https://www.noritz.co.jp/common/pdf/company/csr/kankyousds/LL-25_20120809.pdf

LL 不凍液-15°C(10L、20L) (PDF:55KB) >

https://www.noritz.co.jp/common/pdf/company/csr/kankyousds/LL-15_20120809.pdf

| 太陽電池モジュール 化学物質の含有情報

一般社団法人太陽光発電協会が定める「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン」(<http://www.jpaea.gr.jp/topics/171211.html>)に基づき、化学物質の含有状況を以下に示します。

対象商品

PVMD-P12801-SQ

PVMD-P13601-SQ

PVND-P14301-SQ

PVMD-P15401-SQ

PVMD-P19001-SQ

PVMD-P19501-SQ

PVMD-20501-SQ

PVMD-P13101-TR

PVMD-P13101-TL

PVMD-P14101-TR

PVMD-P14101-TL

PV-M**シリーズ(三菱電機株式会社 製)の場合はこちらへ>

<https://www.mitsubishielectric.co.jp/service/taiyo/index.html>

含有率

対象部位	対象物質 基準値	対象物質 基準値以下			
		鉛	カドミウム	ヒ素	セレン
フレーム	0.1w%以下			○	
ネジ	0.1w%以下			○	
ケーブル	0.1w%以下			○	
ラミネート	0.1w%以下		×(0.3w%未満)		○

※弊社は 2015 年 9 月をもちまして家庭用太陽光発電設備の販売事業から撤退しております。

※モジュールを廃棄する場合は環境省が発行しております「太陽光発電設備リサイクル等の推進に向けたガイドライン」(<https://www.env.go.jp/press/files/jp/110514.pdf>)を参照の上、適切に廃棄いただきますようお願いいたします。